

平成28年度特定課題評価における一次政策評価の実施方針

1 趣 旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、知事部局が行う平成28年度特定課題評価に関する実施方針を定める。

2 基本的な考え方

- (1) 平成28年度政策評価基本方針第2の1(5)の規定により、特定課題評価を実施する。
- (2) 厳しい財政状況の中、社会経済情勢の変化等に対応し、適正かつ効率的に道費を活用する観点から、基金のあり方について、点検、検証等を行う。

3 評価の対象

- (1) 対象テーマ
基金のあり方について
- (2) 対象基金
道が設置した基金のうち、別に定める基金

4 評価の視点

- (1) 過去の執行実績等を踏まえた将来の需要見込みの妥当性
- (2) 運用方法の効率性・妥当性
- (3) 基金規模の妥当性
- (4) 事業を基金方式により実施する必要性
- (5) 今後の方向性

5 評価の時点

評価の時点は中間評価とし、平成28年8月1日現在の進捗状況等に基づき評価を実施する。

6 評価の実施方法

- (1) 基本事項
 - ア 各部局は、別に定めるマニュアルにより特定課題評価調書（以下「評価調書」という。）（別紙様式）を作成し、総務部行政改革局行政改革課に提出する。
 - イ 評価の客観性及び透明性を向上させる観点から、評価対象である業務について、北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会（以下「専門委員会」という。）による調査審議を行う。
 - ウ 特定課題を所管する各部局は、専門委員会の調査審議の結果（意見）を一次政策評価に適切に反映するものとする。

(2) 専門委員会による調査審議

ア 専門委員会の調査審議に当たっては、ヒアリングや必要に応じて現地調査等を行う。

イ 専門委員会に分科会を設置することができる。

7 評価結果の反映

評価の結果については、予算の編成及び執行、組織及び機構の整備並びに総合計画の推進管理等に適切に反映させるものとする。

8 評価に関する情報の公表

評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、評価の結果等）については、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、当該政策の所管部局においても縦覧及び配付用資料の配付を行うものとする。

9 道民参加の推進

(1) 評価の実施に当たっては、北海道のホームページのほか各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の政策評価への適切な反映に努めるものとする。

(2) 道民の意見の政策評価への反映状況については、適時に公表する。

10 留意事項

(1) 評価調書の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述とすること。

(2) 評価に当たっては、二次政策評価の視点を念頭に置いて行うこと。

(3) 評価に当たっては、施策評価結果や事務事業評価結果との関連に十分留意すること。

(4) 評価に当たっては、企画・予算・人事の各部門が連携を強化して実施すること。

(5) 評価の時点以降において、業務の内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに総務部行政改革局行政改革課と協議すること。

11 実施に係る細目

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。